

中華人民共和國 外資企業法實施細則

1990年10月28日 國務院承認、同年12月12日 對外經濟貿易部公布、

2001年4月12日「國務院の《中華人民共和國外資企業法實施細則》改正に関する決定」に基づき改正

第1章 總則

第1条 「中華人民共和國外資企業法」の規定に基づき、本實施細則を制定する。

第2条 外資企業は中国の法律による管轄と保護を受ける。

外資企業が中国国内で經營活動に従事する場合、中国の法律、法規を順守しなければならない、中国の社会公共の利益を損なってはならない。

第3条 外資企業の設立は、中国国民經濟の發展に役立ち、顯著な經濟効果を得るものでなければならない。国家は外資企業が先進技術と設備を導入し、新製品の開發に従事し、製品のグレードアップ、モデルチェンジを実現し、エネルギーと原材料を節約することを奨励し、かつ製品を輸出する外資企業の設立を奨励する。

第4条 設立を禁止或いは制限する外資企業の業種は、国家の外商投資方向を指導する規定及び外商投資産業指導目録に基づき実行する。

第5条 外資企業の設立を申請するもので、次の各号のいずれかに該当するものは、認可しない。

1. 中国の主権または社会公共の利益を損なうもの
2. 中国の国家の安全を害するもの
3. 中国の法律、法規に違反するもの
4. 中国の国民經濟發展の要求に合致しないもの
5. 環境汚染をもたらすおそれのあるもの

第6条 外資企業は認可された經營範囲内で、自主的に經營管理を行い、干渉を受けない。

第2章 設立手続き

第7条 外資企業設立の申請は、中華人民共和國對外貿易經濟合作部（以下、對外經濟貿易合作部という）が審査、認可した後、認可証書を交付する。

外資企業設立の申請が次の各号に該当するときには、国務院が省、自治区、直轄市、及び計画単列都市、経済特別区の人民政府が、審査・認可した後、認可証書を交付する権限を与える。

1. 投資総額が国務院の規定する投資認可権限内にあること
2. 国家による原材料の支給を必要とせず、エネルギー、交通運輸、輸出割当など全国的総合バランスに影響しないこと

省、自治区、直轄市及び計画単列都市、経済特区の人民政府は、国務院から権限を受けた範囲内で外資企業の設立を認可し、認可後 15 日以内に対外貿易経済合作部に届け出なければならない（以下、対外貿易経済合作部ならびに省、自治区、直轄市、計画独立都市及び経済特区の人民政府を全て「認可機関」という）。

第 8 条 設立を申請する外資企業は、その製品が輸出許可証、輸出割当、輸入許可証或いは国家が輸入制限を行うものに属するときは、関係の管理権限に従って事前に対外経済貿易主管部門の同意を得なければならない。

第 9 条 外国投資家は外資企業の設立申請の前に、次に掲げる事項について、設立しようとする外資企業所在地の県クラスまたは県クラス以上の地方人民政府に報告を提出しなければならない。報告の内容は、外資企業設立の趣旨、経営範囲、規模、製品品目、使用する技術及び設備、用地面積及び条件、必要な水、電気、石炭、ガスその他のエネルギーの条件と数量、公共施設に対する条件など。

県クラスまたは県クラス以上の人民政府は外国投資家が提出した報告を受け取った日から 30 日以内に、書面形式で外国投資家に回答しなければならない。

第 10 条 外資企業を設立する外国投資家は、設立しようとする外資企業の所在地の県クラスまたは県クラス以上の地方人民政府を通じて認可機関に申請を提出し、次の各号の書類を提出しなければならない。

1. 外資企業設立申請書
2. フィジビリティスタディ報告書
3. 外資企業定款
4. 外資企業法定代表者（または董事会人選）名簿
5. 外国投資家の法律証明書類と資産信用証明書類
6. 設立しようとする外資企業所在地の県クラスまたは県クラス以上の地方人民政府の書面回答
7. 必要とする輸入物資のリスト
8. その他提出を必要とする書類

前項 1、3 号の書類は中国語で書かなければならない。2、4、5 号の書類は外国語で書いてもよいが、中国語訳を添えなければならない。

二または二以上の外国投資家が共同で外資企業設立を申請するときには、その締結した契約書の副本を認可機関に提出しなければならない。

第11条 認可機関は外資企業設立申請の全ての書類を受け取った日から90日以内に認可または不認可の決定をしなければならない。認可機関は上記書類の不備または不適当な箇所を発見したときは、期限を定めて追加または修正を求めることができる。

第12条 外資企業設立の申請が認可機関で認可された後、外国投資家は認可証書を受け取った日から30日以内に工商行政管理機関に登記を申請し、営業許可証を受領しなければならない。外資企業の営業許可証交付日を当該企業の設立日とする。

外国投資家が認可証書を受け取った日から30日を経ても工商行政管理機関に登記を申請しないときには、外資企業認可証書は自動的に効力を失う。

外資企業は企業設立の日から30日以内に税務機関で税務登録をしなければならない。

第13条 外国投資家は、中国の外国投資企業サービス機構その他の経済組織に第8条、第9条第1項及び第10条に定める事項を委託することができる。但し、委託契約を締結しなければならない。

第14条 外資企業の設立申請書には、次の各号の内容が含まれなければならない。

1. 外国投資家の姓名または名称、住所、登記地及び法定代表者の姓名、国籍、職務
2. 設立しようとする外資企業の名称、住所
3. 経営範囲、製品品目及び生産規模
4. 設立しようとする外資企業の投資総額、登録資本、資金源、出資方式及び期間
5. 設立しようとする外資企業の組織形態及び機構、法定代表人
6. 導入する主な生産設備及びその新旧の程度、生産技術、技術レベルとその来源
7. 製品の販売対象、地域及び販売ルート、方式
8. 外貨資金の収支計画
9. 機構設置と人員編成、従業員の採用、トレーニング、給与、福利、保険、労働保護などの手配
10. 環境汚染の程度及びその解決策
11. 土地の選定及び用地面積
12. 基本建設及び生産・経営に必要な資金、エネルギー、原材料及びその解決方法
13. 事業実施の進展計画
14. 設立しようとする外資企業の経営期間

第15条 外資企業の定款には、次の各号の内容が含まれなければならない。

1. 名称及び住所
2. 目的及び経営範囲
3. 投資総額、登録資本、出資期間

4. 組織形態
5. 内部組織機構とその職権、議事規則、法定代表者及び総経理、総工程師、総会計士などの人員の職責、権限
6. 財務、会計及び監査の原則と制度
7. 労務管理
8. 経営期間、終了及び清算
9. 定款の改正手続き

第16条 外資企業の定款は認可機関による認可のあと効力を生ずる。改正時も同じとする。

第17条 外資企業の分離、合併またはその他の原因によって資本に重大な変更が生じる場合は、認可機関の認可を受け、かつ中国の公認会計士に監査及び監査報告書の作成を依頼しなければならない。また認可機関の認可を受けたあと、工商行政管理機関で登記変更手続きをとること。

第3章 組織形態及び登録資本

第18条 外資企業の組織形態は有限責任会社とする。認可を受ければ、その他の責任形態とすることもできる。

外資企業が有限責任会社であるときには、外国投資家の企業に対する責任は引き受けに同意した出資額をその限度とする。

外資企業がその他の責任形態であるときには、外国投資家の企業に対する責任は中国の法律、法規の規定を適用する。

第19条 外資企業の投資総額とは、外資企業の開設に必要な資金の総額、すなわちその生産規模に応じて投入する必要のある基本建設資金と生産・運転資金の総和をいう。

第20条 外資企業の登録資本とは、外資企業設立のため工商行政管理機関に登録する資本の総額、すなわち外国投資家が引き受けに同意した全出資額をいう。

外資企業の登録資本はその経営規模に即応したものとし、登録資本と投資総額との比率は中国の関係規定に合致しなければならない。

第21条 外資企業は経営期間中にその登録資本を減少してはならない。但し、投資総額や生産経営規模などに変化が起き、減少が確実に必要な場合は、認可機関の認可を受けなければならない。

第22条 外資企業の登録資本の増加、譲渡については、認可機関の認可を受け、かつ工商行政管理機関で登記変更手続きをとらなければならない。

第23条 外資企業はその財産または権益を対外的に担保、譲渡するときは、認可機関の認可を受け、かつ工商管理機関に届け出なければならない。

第24条 外資企業の法定代表者は定款の定めるところにより、外資企業を代表して職権を行使する責任者である。

法定代表者はその職権を履行できないときには、書面形式で代理人に委任してその職権を行使させなければならない。

第4章 出資方式及び期間

第25条 外国投資家は、自由に交換できる外貨で出資でき、また、機器、設備、工業所有権、ノウハウなどを価額に評価して出資することができる。

認可機関の認可を経て、外国投資家は中国国内に設立されたその他の外商投資企業から得た人民元利潤から出資することもできる。

第26条 外国投資家が機器・設備を評価して出資するときには、その機器・設備は外資企業の生産に必要な設備でなければならない。当該機器・設備の評価価格は同類機器・設備の当時の正常な国際市場価格を上回ってはならない。

価格評価して出資する機器・設備は、名称、種類、数量、評価額などを含む詳細な評価出資リストとして書出し、外資企業設立申請書の付属書類として併せて認可機関に提出しなければならない。

第27条 外国投資家が工業所有権、ノウハウを評価して出資する際は、その工業所有権、ノウハウは外国投資家の所有するものでなければならない。

当該工業所有権、ノウハウの評価は世界における通常の評価原則と一致しなければならず、その評価額は外資企業の登録資本の20%を超えてはならない。

価格評価して出資した工業所有権、ノウハウについては、所有権証書のコピー、有効期間の状況とその技術性能、実用価値及び評価計算の根拠と基準などを含む詳細な資料をそろえて、外資企業設立申請書の付属書類として、認可機関に提出しなければならない。

第28条 価格評価して出資する機器・設備が中国の港に到着した時、外資企業は中国の商品検査機関に検査を依頼し、その商品検査機関から検査報告書の交付を受けなければならない。

価格評価して出資する機器・設備の品種、品質及び数量が外国投資家が認可機関に提出したリストに列挙された機器・設備の品種、品質及び数量と一致しないときには、認可機関は外国投資家に期限付きの是正を求める権限を有する。

第29条 認可機関は評価の上出資された工業所有権、ノウハウの実施後、その工業所有権、ノウハウが外国投資家が当初提供した資料と一致しないときは、認可機関は外国投資家に期限付きの是正を求める権限を有する。

第30条 外国投資家の出資金納付期限は、外資企業設立申請書及び外資企業定款の中に記載しなければならない。外国投資家は出資金を分納することができる。ただし最終回の出資金は営業許可証交付の日から3年以内に完納しなければならない。また第1回の出資金は外国投資家の引受けに同意した出資額の15%を下回ってはならず、外資企業営業許可証交付の日から90日以内に完納しなければならない。

外国投資家が前項に定める期限内に第1回出資金を納付できないときには、外資企業認可証書は、自動的に効力を失う。外資企業は工商行政管理機関で抹消手続きをとり、営業許可証を返納しなければならない。抹消登記手続きをとらず、営業許可証を返納しないときには、工商行政管理機関がその営業免許を取り消し、かつその公告を行う。

第31条 外国投資家は第1回出資金に続く各回の出資金を期限通り納付しなければならない。正当な理由がなく30日過ぎても出資しないときには、第30条第2項の規定によって処理する。

外国投資家は正当な理由があって出資の延期を求めるときには、認可機関の同意を得て、かつ工商行政管理機関に届け出なければならない。

第32条 外国投資家が毎回の出資金を納付した後、外資企業は中国の公認会計士の監査を受けるとともに、監査報告書の作成を求め、認可機関及び工商行政管理機関に届け出なければならない。

第5章 土地の使用及び費用

第33条 外資企業の土地使用については、外資企業所在地の県クラスまたは県クラス以上の地方人民政府が当該地域の状況に基づいて審査した後、これを手配する。

第34条 外資企業は営業許可証の交付の日から30日以内に、認可証書及び営業許可証を示して、外資企業所在地の県クラスまたは県クラス以上の地方人民政府の土地管理部門で土地使用手続きをとり、土地証書を受領しなければならない。

第35条 土地証書は外資企業の土地使用の法律証憑となる。外資企業は経営期間中に許可を得ずその土地使用权を譲渡してはならない。

第36条 外資企業が土地証書を受領する際、所在地の土地管理部門に土地使用料を納付しなければならない。

第37条 外資企業が開発済みの土地を使用する場合は、土地開発費を納めなければならない。前項の土地開発費には、土地収用移転費用及び外資企業に付帯するインフラ施設建設費用が含まれる。土地開発費は土地開発業者が一括で徴収してもよいし、数年に分けて徴収してもよい。

第38条 外資企業が未開発の土地を使用する場合は、自ら開発してもよいし、中国の関係業者に開発を委託してもよい。インフラの整備は、外資企業所在地の県クラスまたは県クラス以上の地方人民政府が統一的に手配しなければならない。

第39条 外資企業の土地使用料及び土地開発費の徴収基準は、中国の関係規定による。

第40条 外資企業の土地使用年限は、認可を得た当該外資企業の経営期間と同一とする。

第41条 外資企業はこの章の規定によって土地使用权を取得するほか、中国の他の法規の規定によって土地使用权を取得することができる。

第6章 購入及び販売

第42条 外資企業は自社が使用する機器設備、原材料、燃料、部品、フィッティング、デバイス、輸送手段や事務用品等（以下、「物資」という）の購入を自ら決定できる。

外資企業が中国で物資を購入する場合は、同等の条件下で中国企業と同等の待遇を受けることができる。

第43条 外資企業は中国市場でその製品を販売することができる。国家は外資企業がその生産する製品を輸出することを奨励する。

第44条 外資企業は当該企業で生産した製品を自ら輸出する権利を有し、また中国の貿易会社または中国国外の会社に委託して輸出することもできる。

外資企業は当該企業で生産した製品を自ら中国で販売ことができ、また中国の商業機関にその製品の販売を委託することもできる。

第45条 外国投資家が現物出資する機器・設備で、中国の規定によって輸入許可証が必要なときには、外資企業は当該企業の認可済み輸入設備・物資明細書をもとに、直接または代理機構を通じて発給機関へ輸入許可証を申請する。

外資企業が認可された経営範囲内で、当該企業の自家用でかつ生産に必要な物資を輸入する場合で、中国の規定によって輸入許可証が必要なときには、年度輸入計画を作成し、半年に一度発給機関に申請しなければならない。

外資企業の輸出製品に、中国の規定によって輸出許可証が必要なときには、年度輸出計画を作成し、半年に一度発給機関に申請しなければならない。

第46条 外資企業が輸入する物資及び技術役務の価格は国際市場の同種物資及び技術役務の正常価格を上回ってはならない。外資企業の輸出製品価格は、外資企業が当時の国際市場価格を参考にして自ら決めることとするが、適正な輸出価格を下回ってはならない。高値輸入、安値輸出

などの方法で税金を逃れたときには、税務機関は税法の規定に従って法律上の責任を追及する権限を有する。

第47条 外資企業は「中華人民共和国統計法」及び中国の外資利用統計制度の規定に従って、統計資料を提供し、統計報告書を提出しなければならない。

第7章 税務

第48条 外資企業は中国の法律、法規の規定に従い、税金を納付しなければならない。

第49条 外資企業の従業員は中国の法律、法規の規定に従い、個人所得税を納付しなければならない。

第50条 外資企業が次の各号の物資を輸入する際、中国税法の関連規定に基づいて減免税を行う。

1. 外国投資家が現物出資する機器・設備、部品、建設用資材及び機械の据え付け、補強に必要な材料
2. 外資企業が投資総額内の資金で輸入する、当該企業の生産に必要な自家用のための機器・設備、部品、生産用交通・輸送手段及び生産管理設備
3. 外資企業が輸出製品生産のために輸入する原材料、補助材料、デバイス、部品及び包装材料

前項の輸入物資について、認可を得て中国国内で転売するか、或いは中国国内で販売する製品の生産に用いるときは、中国の税法に従って税金を納付または追納しなければならない。

第51条 外資企業が生産する輸出製品については、中国が輸出を制限しているものを除き、中国税法の関連規定に基づき減免税、或いは税還付を行う。

第8章 外国為替管理

第52条 外資企業の外国為替事項は、中国の外国為替管理関係法規によらなければならない。

第53条 外資企業は工商行政管理機関が交付した営業許可証をもとに、中国国内の外国為替取扱認可銀行に口座を開設し、口座開設銀行が受け払いを監督する。

外資企業の外貨収入は、口座開設銀行の外貨口座に預け入れなければならない。外貨支出はその外貨口座から支払わなければならない。

第54条 外資企業が生産及び経営の必要から、中国国外の銀行に外貨口座を開設するときは、中国の外国為替管理機関の許可を受け、かつ中国の外国為替管理機関の規定に従って定期的に外貨の受け払い状況を報告し、銀行の預金残高明細を提出しなければならない。

第55条 外資企業の中の外国籍従業員及び香港、マカオ及び台湾従業員の給与とその他の正当な外貨収入は、中国の税法に従って納税したあと、自由に国外に送金することができる。

第9章 財務と会計

第56条 外資企業は中国の法律、法規及び財政機関の規定によって財務会計制度を確立し、かつ所在地の財政、税務機関に届け出なければならない。

第57条 外資企業の会計年度は西暦1月1日から12月31日までとする。

第58条 外資企業が中国税法の規定により所得税を納付したあとの利益は、準備基金と従業員奨励及び福利基金を積み立てなければならない。準備金の積み立て比率は納税後利益の10%を下回ってはならず、累計積立額が登録資本の50%に達した時は積み立てをしなくてもよい。従業員奨励及び福利基金の積立比率は外資企業が独自に決める。

外資企業は過年度の赤字が補填されないうちは、利益を処分してはならない。過年度の未処分利益は、当年度の可処分利益と併せて処分することができる。

第59条 外資企業が独自に作成する会計証票、会計帳簿及び財務諸表は、中国語で書かなければならない。外国語で書いたときには、中国語を併記しなければならない。

第60条 外資企業は独立採算制をとらなければならない。

外資企業の年度財務諸表及び清算財務諸表は、中国の財政、税務機関の規定によって作成しなければならない。外貨で財務諸表を作成するときには、同時に外貨を人民元に換算した財務諸表を作成しなければならない。

外資企業の年度財務諸表及び清算財務諸表については、中国の公認会計士の監査を受け、かつ監査報告書を作成を求めなければならない。

第2項及び第3項に定める外資企業の年度財務諸表及び清算財務諸表は、中国の公認会計士が作成した報告書と合わせて、所定の期間内に財政、税務機関に提出し、かつ認可機関及び工商行政管理機関に届け出なければならない。

第61条 外国投資家は中国または外国の会計人員に外資企業の帳簿を閲覧させることができる。費用は外国投資家が負担する。

第62条 外資企業は財政、税務機関に年度貸借対照表及び損益計算書を提出し、かつ認可機関及び工商行政管理機関に届け出なければならない。

第63条 外資企業は企業所在地に会計帳簿を置き、かつ財政、税務機関の監督を受けなければならない。

前項の規定に違反したときには、財政、税務機関は罰金に処することができ、工商行政管理機関は営業停止を命じまたは営業許可証を取り消すことができる。

第10章 従業員

第64条 外資企業が中国国内で従業員を雇用するとき、企業及び従業員双方は中国の法律、法規にしたがって労働契約を結ばなければならない。契約には雇用、解雇、報酬、福利、労働保護及び労働保険などの事項を明記しなければならない。

外資企業は少年工を雇用してはならない。

第65条 外資企業は従業員の業務及び技術のトレーニングを行う責任をもち、考課制度を確立し、従業員が生産、管理技能面で企業の生産と発展の必要性に適応するようにしなければならない。

第11章 労働組合

第66条 外資企業の従業員は「中華人民共和国労働組合法」の定めるところにより、末端労働組合組織をつくり、組合活動を行う権利を有する。

第67条 外資企業の労働組合は従業員の利益を代表するものであり、従業員を代表して当該企業と労働契約を結ぶ権利を有し、かつ労働契約の執行を監視する。

第68条 外資企業労働組合の基本的任務は次の通りである。中国の法律、法規の定める従業員の合法的権益を守る。企業の合理的配置と従業員福利、奨励基金の使用について協力する。従業員による政治、科学技術及び業務知識の学習を組織し、文化、スポーツ活動を展開する。従業員が労働規律を順守し、企業の諸経済任務の達成に努めるように教育する。外資企業が従業員の賞罰、賃金制度、生活福利、労働保護及び保険問題を検討し決定する際、労働組合代表はこれに列席する権利を有する。外資企業は労働組合の意見を聴き、労働組合の協力を得なければならない。

第69条 外資企業は当該企業の労働組合の活動を積極的に支持し、「中華人民共和国労働組合法」の規定に従って、労働組合組織に必要な家屋や設備を提供し、事務、会議及び従業員の集団福利 文化、スポーツ事業に使用させなければならない。外資企業は毎月企業従業員の給与支給総額の2%を労働組合経費として拠出し、当該企業の労働組合に中華全国総工会の定める労働組合経費管理規則に従って使用させる。

第12章 期間、終了及び清算

第70条 外資企業の経営期間は、それぞれの業種と企業の具体的状況に応じて、外国投資家が外資企業設立申請書の中で定め、認可機関の認可を受ける。

第71条 外資企業の経営期間は、営業許可証交付の日から起算する。

外資企業の経営期間が満了し、延長する必要があるときには、期間満了の180日前に認可機関に経営期間延長の申請書を提出しなければならない。認可機関は申請書を受け取った日から30日以内に認可または不認可の決定をしなければならない。

外資企業は認可を受けて経営期間を延長するときには、期間延長認可文書を受け取った日から30日以内に、工商行政管理機関で登記変更手続きをとらなければならない。

第72条 外資企業は次の各号のいずれかに該当するときには終了するものとする。

1. 経営期間が満了するとき
2. 経営が不适当で、赤字が甚だしく、外国投資家が解散を決定するとき
3. 自然災害、戦争など不可抗力によって重大な損害を受け、経営を継続できないとき
4. 破産
5. 中国の法律、法規に違反し、社会公共の利益を害して法により経営を取消されるとき
6. 外資企業の定款に定めるその他の解散事由がすでに生じているとき

外資企業は前項第2、3、4に該当する場合には、自ら終了申請書を提出し、認可機関の認可を受けなければならない。認可機関が認可した日を企業の終了日とする。

第73条 外資企業は第72条第1、2、3、6の定めるところによって終了するときには、終了日から15日以内に対外的に公告を行うとともに債権者に通知し、かつ終了公告発出の日から15日以内に、清算手続き及び原則ならびに清算委員会の候補者名簿を提出し、認可機関の審査を受けた後に清算を行う。

第74条 清算委員会は外資企業の法定代表者、債権者代表及び関係主管機関の代表で構成し、かつ中国の公認会計士、弁護士などを参加させる。

清算費用は外資企業の既存資産から優先的に支払う。

第75条 清算委員会は次の各号の職権を行使する。

1. 債権者会議を招集すること

2. 企業財産を接収管理するとともに整理し、貸借対照表及び財産目録を作成すること
3. 財産評価及び計算の基準を提示すること
4. 清算案を制定すること
5. 債権を回収し、債務を完済すること
6. 株主が出資すべきでまだ出資していないものを追徴すること
7. 余剰財産を分配すること
8. 外資企業を代表して提訴、応訴すること

第76条 外資企業の清算が終わるまでは、外国投資家はその企業の資金を中国国外に送金しまたは持ち出してはならず、企業の財産を自ら処分してはならない。

外資企業の清算が終わって、純資産額と残余財産の登録資本を超える部分は利益とみなされ、中国の税法に従って所得税を納付しなければならない。

第77条 清算が終わった外資企業は、工商行政管理機関で抹消登記手続きをとり、営業許可証を返納しなければならない。

第78条 外資企業の財産清算処理する際、同等の条件下であれば、中国の企業またその他の経済組織が優先購入権を有する。

第79条 外資企業が第72条第4項の規定に従って終了するときは、中国の関係法律、法規を準用して清算をする。

外資企業が第72条第5項の規定に従って終了するときは、中国の関係規定に従って清算する。

第13章 付則

第80条 外資企業の各種保険は、中国国内の保険会社に加入しなければならない。

第81条 外資企業とその他の会社、企業または経済組織または個人と契約を締結するときには、「中華人民共和国契約法」を適用する。

第82条 香港、マカオ、台湾地区の会社、企業その他の経済組織または個人ならびに国外に居住する中国公民が大陸で全額出資して設立する企業については、本実施細則を参考にして手続を行う。

第83条 外資企業における外国籍従業員及び香港、マカオ及び台湾従業員は、自家用のための適正な交通手段及び生活物品を持ちこむことができるが、中国の規定によって輸入手続きを行わなければならない。

第 8 4 条 本実施細則は公布の日から施行する。

注記:

本外資企業法実施細則の中国内において法的効力を有する正式な文書は中国語で制定され公布されたものであり、この日本語版は参考として使用することは出来るが、中国内において法的効力をもつ正式な文書ではありません。